

行政機関個人情報保護法等改正法の概要

行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第51号）

個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出等に資するものであることを踏まえ、個人の権利利益の保護に支障がない範囲内において、行政機関等の保有する個人情報を加工して作成する匿名加工情報（非識別加工情報）を民間事業者に提供するための仕組みを設けるほか、個人の権利利益の保護に資するための所要の改正を行う。

改正内容

- 国の行政機関、独立行政法人等における匿名加工情報（非識別加工情報）制度の導入
 - ・ 民間事業者の提案を受けて、行政機関等において適切に審査。提案者との間で利用契約を締結し、匿名加工情報（非識別加工情報）を作成・提供
 - ・ 個人の権利利益を侵害することにならないよう、民間事業者と行政機関等の双方に必要な規律を課す
- 匿名加工情報（非識別加工情報）の取扱いについて、官民を通じて個人情報保護委員会が一元的に所管

匿名加工情報（非識別加工情報）の作成・提供の仕組み

民間事業者

- 不適格な者は除外
 - ・過去に禁固以上の刑に処せられ二年を経過しない者
 - ・過去に義務違反があり利用契約を解除され二年を経過しない者 等
- 提供を受けた場合（※）
 - ・識別行為の禁止
 - ・安全管理措置
 - ・契約内容の遵守
- 実費を勘案した手数料を納付

（※）提案者以外も提供を受けることが可能

提案

提案につき
審査

利用契約
の締結

提供

行政機関等

- 提案しようとする者への情報提供
- 対象となる個人情報
 - ・個人情報ファイル簿が公表されていること
 - ・情報公開請求があれば部分開示されること
 - ・行政運営に支障を生じないこと
- 提案についての審査
- 匿名加工情報（非識別加工情報）の作成、公表
 - ・基準に基づく適正加工
 - ・個人情報ファイル簿への記載
- 苦情処理

官民を通じて一元的に所管

個人情報保護委員会

- 個人情報の定義の明確化（指紋データ、旅券番号等）、要配慮個人情報（人種、信条、病歴等）の取扱いを規定

施行期日

公布の日から1年6月を超えない範囲内で政令で定める日から施行（新個人情報保護法の施行と同時期を想定）